

令和6年第3回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長橋本正は、令和6年3月21日付を以って、同3月28日午後2時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第3回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 議案第7号 農業委員会の適正な事務実施について
- 第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第3号 農地穂第5条の規定による許可の取消願について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 農地改良に伴う事業完了届について

出席委員（12名）

1番	桐澤	いづみ	君	2番	笹本	真由美	君
3番	石津	彰	君	5番	山本	清治	君
6番	今村	太一	君	7番	大槻	勝敏	君
8番	出頭	勝美	君	10番	清宮	茂信	君
12番	笠貫	順一	君	13番	橋本	正	君
14番	野口	嘉徳	君	15番	大川	喜美	君

欠席委員（1名）

16番 永作幸雄君

事務局職員出席者（3名）

事務局長	児島	教夫
事務局課長	宮内	大介
事務局主事	小林	優真

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口	和範
--------	----	----

会 議 の 経 過

(開会 午後2時02分)

議 長 ただいまの出席委員は、12名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和6年第3回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の欠席委員であります。16番永作幸雄君より欠席する旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

5番山本清治君、6番今村太一君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長児島教夫君を任命いたします。

次に、日程第3議案第1号ないし議案第7号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

主 事 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1についてご説明いたします。

譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農

業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター4台、耕運機1台、芋堀機3台、つる刈機3台、トラック4台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約235アール、借入地約1039アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号1角折地内案件について、1番桐澤いづみ君。

7番 はい、1番桐澤です。番号1について現地調査を27日に行ってきました。現状は木とかが生えておりまして、耕作放棄地状態にはあるのですが、伐採して耕作地にするのは可能な所かとは思っております。農家さんであり隣も甘藷を作っておりますので、今回、拡大するという事で問題はないと思っておりますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号番号1については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

主 事 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。

た。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。こちらの申請につきましては、令和6年1月29日開催の第1回農業委員会総会にて太陽光発電施設に転用する旨の申請が出されており、許可相当と判断されておりました。今回改めて申請に至った理由としましては、売買による所有権移転で許可されていた権利について、地上権の設定に変更したいことから改めて申請に至ったものでございます。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書の写し及び託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号2について、転用目的は砂利採取の一時転用でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は計9,966平方メートルで、掘削する深さは8メートルであり、採取する掘削量は、砂・砂利が50,997立方メートル、表土が8,991立方メートルとなっています。埋立土砂については鹿嶋市和地内の土砂であります。被害防除ですが、防護柵、危険標示等の設置、定時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが鹿嶋市長より農地等の一時転用許可申請に係る意見書、砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。砂利採取については、令和6年2月14日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。補足になりますが、こちらの案件については、既に砂利採取事業が実施されていたため始末書を添付させております。経過といたしましては、登記地目が山林であったことから令和5年5月17日から令和6年4月24日までの約1年間、茨城県鹿行県民センターより砂利採取の認可があり、それに基づいて砂利採取事業が実施されていたものです。今回、鹿行県民センターへの延長申請に伴い、農業

委員会に照会があり、登記地目は山林であるものの、現況が畑として農地台帳に登録されている経過が判明したため、正式に農地転用の手続きをしていただくよう改めて案内したのになります。

つづきまして番号3について、転用目的は進入路でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、運営するキャンプ場において、市道0225号隣接地に幅員6m幅の園内道路として拡幅したいことから申請に至ったものです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、分筆前の申請であることから地積測量図が添付されており、今後分筆される予定です。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

最後に番号4について、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、現在借家住まいであり、子供の成長や将来を考え新たに自己用住宅を新築したいのになります。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン事前審査結果のお知らせ写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

1番 桐澤いづみ君。

1番 はい、1番桐澤です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、3月18日月曜日でございます。調査委員につきましては、出頭会長代理、山本委員そして私と事務局より宮内課長、小林主事の5名で

調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし4につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 それではお諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号6について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第2号番号1ないし番号4について、原案のとおり許可することと決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

主 事 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。

番号1について、目的は仮設事務所・資材置場及び駐車場の一時転用に係る期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和4年1月11日から令和6年1月31日までとなっておりましたが、鹿嶋の里事業における、新工区の工事着工などに伴い、認可日から令和9年1月31日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、大野地区土地改良区より一時転用に係る意見書が添付されております。また、許可期間が令和6年1月31日までとなっていたことから、併せて始末書を添付させております。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

1 番桐澤いづみ君。

1 番 はい、1 番桐澤です。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号 1 につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

議案第 3 号番号 1 について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第 3 号番号 1 について、原案のとおり許可することと決定いたします。

補足ですが、みなさんの知識を広めるために事務局に私の方からお聞きしたいことがあります。農地法では一時転用資材置場基本 3 年となっておりますが、土地改良は何年かわかりますか。

事務局 基本は意見書に合わせてとなりますが、最長で 3 年ですか。

議長 5 年です。土地改良の規約を読むと 5 年です。一応そういうことです。

議長 次に、議案第 4 号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

主事 議案第 4 号「現況確認証明願（非農地証明）について」番号 1 をご説明いたします。

願出人、願ひ出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地は、市街化区域かつ、農振農用地区域外の農地で、昭和 48 年頃から宅地及び原野となっておりますが、登記上の地目が畑となっているこ

とから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものであります。これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影、空中写真」が添付されております。

つづきまして、番号2をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農地で、平成11年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が田となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものであります。これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影、空中写真」が添付されております。

以上、農地法関係事務処理の手引きに基づき「非農地となってから20年以上経過しているもの」等証明の範囲に該当すると思料されます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第7号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

1番 桐澤いづみ君。

1番 はい、1番桐澤です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号2につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地と認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号番号1及び番号2について、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第4号番号1及び番号2については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

議案第5号について、12番笠貫順一君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただきます。

事務局に説明を求めます。

課長宮内大介君。

課 長 それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年3月11日付け「鹿嶋市長より農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課 長 議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず、貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。田の新規については2筆で面積が1,971平方メートル、畑の新規については3筆で面積が2,591平方メートルとなっております。次に、貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については6筆で面積が11,165平方メートル、畑の新規については5筆で面積が6,748平方メートルとなっております。この結果、田の新規については8筆で面積が13,136平方メートル、畑の新規については8筆で面積が9,

339平方メートル、合計いたしますと16筆で面積が22,475平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

ただいま、議案第5号については、審議終了いたしましたので、12番笠貫順一君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長宮内大介君。

課長 それでは議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年3月11日付け、鹿嶋市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず、貸借期間3年未満の土地についてご説明いたします。畑の新規については4筆で面積が5,794平方メートルとなっております。次に、貸

借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については21筆で面積が37,078平方メートル、畑の新規については9筆で面積が15,416平方メートルとなっております。この結果、田の新規については21筆で面積が37,078平方メートル、畑の新規については13筆で面積が21,210平方メートル、合計いたしますと34筆で面積が58,288平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第6号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第7号「農業委員会の適正な事務実施について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長 宮内大介君。

課長 それでは議案第7号「農業委員会の適正な事務実施について」ご説明いたします。農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行され、農業委員会の農地等の利用の最適化、推進状況、その他事務の実施状況を公表することとされました。また、令和4年2月2日に農林水産省より「農地利用最適化活動のガイドライン」が発出され、その中で、成果目標として、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進を、活動目標として、委員が最適化活動を行う日数、活動強化月間、新規参入相談会への参加をそれぞれ設定し、その後点検、評価、公表することとされました。これに伴い、「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」を作成しましたので、議案書のとおり決定し、県担当課へ報告してよろしいかご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第7号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、日程第4報告第1号ないし報告第5号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第5号「農地改良に伴う事業完了届について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

議 長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 ないようですので、これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、令和6年第3回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時36分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人